



Dawei Development Association - DDA

No. 68, Thukha St, Sanchi Qt, Dawei, Dawei Township, Tanintharyi Region, Myanmar.
Tel: +959422190691, +959250267025, +95973132317
Web: dda.myanmar.com, Email: dda.dawei@gmail.com

外務大臣 岸田 文雄 様
国際協力機構 理事長 田中 明彦 様
国際協力銀行 代表取締役総裁 渡辺 博史 様

CC:

内閣総理大臣 安倍 晋三 様
財務大臣 麻生 太郎 様
経済産業大臣 宮沢 洋一 様
日本貿易振興機構 理事長 石毛 博行 様

2015年8月4日

懸案であるミャンマー・ダウエイ経済特別区、および、関連事業への日本の関与に関する地元グループの懸念に対する注意喚起について

私たち、ダウエイ開発連合（Dawei Development Association : DDA）は、つい先日、ミャンマー、および、タイ政府との意図表明覚書（MoI）の署名という形で、ミャンマー・タニンダーリ地区のダウエイ経済特別区（SEZ）事業への参加を日本が確認したことを受け、非常に懸念を抱いており、2015年4月27日付で貴職に提出した我々の書簡¹への注意を喚起したく、本書簡を書いております。先の書簡で言及したとおり、ダウエイにおけるこれらの開発事業は、すでに深刻な社会環境影響や人権侵害を近隣のコミュニティーに引き起こしています。私たちはこれらの課題に関する懸念を示し、JICA、および、あらゆる潜在的な日本のステークホルダーが、このように問題を孕んでいる事業に現時点で参加しないよう要求するとともに、既存の問題や課題が適切に解決され、地元コミュニティーへのさらなる負の影響を回避、もしくは、軽減するための計画がしっかり策定されるまで、日本が関与を控えるよう要求してきました。

DDAがダウエイ地域での広範囲な調査を実施した結果、ダウエイ SEZ や関連事業によって、20 から 36 村の住民が直接的な影響を受けると予測されているということを私たちは繰り返し述べさせていただきます。² ダウエイ SEZ 事業の直接的な影響を受ける 20 村での私たちの量的・質的調査

¹ 付属文書 1 を参照

² ダウエイ SEZ、および、関連事業による地元コミュニティーへの影響について、より詳細な情報は、<http://www.ddamyanmar.com/?p=811> の"Voices From the Ground: Concerns Over the Dawei Special Economic Zone and Related Projects（調査報告書「現場からの声：ダウエイ経済特別区および関連事業に関する懸念」"）を参照のこと。



Dawei Development Association - DDA

No. 68, Thukha St, Sanchi Qt, Dawei, Dawei Township, Tanintharyi Region, Myanmar.
Tel: +959422190691, +959250267025, +95973132317
Web: dda.myanmar.com, Email: dda.dawei@gmail.com

の結果では、事前に何ら情報提供もなく、コミュニティが重要な生計手段である農地や天然資源を失っていることが明らかになりました。影響を受ける村人との意味ある協議は行われておらず、調査を受けた影響住民の74%が、政府は事業開始前にダウエイ SEZ 開発に対する同意をとらなかったと回答しました。³補償手続きにも大変不備がありました：調査対象者の63%が、政府役人や企業スタッフが補償に関する入手可能な情報を開示しなかったと回答し、59%が補償支払いに関する書類を受け取っていないと回答しました。⁴

さらに、ダウエイ SEZ の開発主体はこれまで、強制退去、十分な食住への権利、そして、先住民族の権利に関する国際、地域、国内レベルの関連法規、基準、その他の責任を守ってきませんでした。もし、日本がダウエイ SEZ に関連した事業に加わるならば、日本はまず、こうした問題への取り組みが十分になされるよう確保しなければなりません。

以前のレターで、私たちは、貴職が地元コミュニティを尊重することを期待し、ダウエイ SEZ、および、関連事業への懸念を日本政府や関連するステークホルダーに示してきました。また、ダウエイ SEZ や関連事業に関与することに伴う政治的・経済的リスクについても、貴省に警鐘を鳴らしてきました。

しかし、2015年7月4日に署名された MoI のなかで、すでに日本政府がダウエイ SEZ、および、関連事業について、主に3つの関与を決定したことを私たちは知りました。すなわち、国際協力銀行 (JBIC) 又は国際協力機構 (JICA) を通じて、ダウエイ SEZ 開発会社 (SPV) に対する均等出資をすること、技術協力を目的とした JICA 専門家を派遣し、3年以内に既存のマスタープランを精緻化するために協力すること、そして、本格開発事業における新規幹線道路の建設のあり方を探るため、事前事業化調査 (プレ F/S) を実施することです。

したがって、私たちは、将来同事業によって引き起こされる追加的な影響だけではなく、これまでミャンマー・タイの両国政府や企業が対処してこなかった同事業による既存の環境社会影響や人権侵害についても、日本が責任を果たさなくてはならなかったことについて、貴職に注意喚起をさせていただきます。

また、同事業の早期の段階において、日本が影響を受けるコミュニティとの意味ある協議の場を確保するよう、つまり、同事業の早期の段階に影響を受けるコミュニティの考えや意見に十分に耳を傾け、その意見が意思決定過程に反映されるよう求めます。この点について、コミュニティが日本の役割や同事業自体についてよりよく知り、彼らの意見を提供することで意思決定過程に参加できるよう、日本政府、もしくは、関連機関が以下の情報を開示、あるいは、提供することを私たちは要求します。

³ 上述の調査報告書 38 ページを参照

⁴ 上述の調査報告書 47 ページを参照



Dawei Development Association - DDA

No. 68, Thukha St, Sanchi Qt, Dawei, Dawei Township, Tanintharyi Region, Myanmar.

Tel: +959422190691, +959250267025, +95973132317

Web: dda.myanmar.com, Email: dda.dawei@gmail.com

-
- A) SPV の組織構成（日本の関連機関がどのように委員会や下部委員会に関わるのか）
 - B) 既存のマスタープラン
 - C) 本格開発事業における新規幹線道路に関するプレ F/S の委託業務指示書（ToR）ドラフト版（私たちは、JICA 環境社会配慮ガイドラインの下、同事業がカテゴリーA に分類されると仮定しています。ガイドラインでは、「カテゴリー A プロジェクトについては必ず、現地踏査及びステークホルダーからの情報・意見の収集を行い、その結果を TOR に反映させる」ことが要件とされています。）

以上、ご配慮いただけますようお願いするとともに、ご回答をお待ちしております。

ダウエイ開発連合（Dawei Development Association）

タカパウ（Takapaw）

ダウエイ調査協会（Dawei Research Association）